

○経済産業省令第六十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第十七条の二第一項及び第四項の規定に基づき、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令を次のように定める。

令和四年七月二十二日

経済産業大臣 萩生田光一

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）、「電気事業会計規則」（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下「会計規則」という。）、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）、一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第一百十八号）、電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第一百十九号）、及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「第一区分費用」とは、一般送配電事業等（一般送配電事業及び発電事業（一般送配電事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）をいう。以下同じ。）の運営に係る費用のうち、主に人件費であつて、一般送配電事業者が第三条第一項の規定により算定する費用をいう。

二 「第二区分費用」とは、一般送配電事業等の運営に係る費用のうち、主に設備関連の費用であつて、一般送配電事業者が第四条第一項及び第六項の規定により算定する費用をいう。

三 「第三区分費用」とは、一般送配電事業等の運営に係る費用のうち、第一区分費用及び第二区分費用以外の費用であつて、一般送配電事業者が第五条第一項の規定により算定する費用をいう。

四 「連系線」とは、一般送配電事業者の供給区域間を常時接続する二百五十キロボルト以上の交流送電線、二百キロボルト以上の直流送電線及び交直変換設備をいう。

五 「基幹系統」とは、送電設備及び変電設備で構成される電力系統のうち、供給区域における最上位電圧から二階級（供給区域内の最上位電圧が二百五十キロボルト未満のときは最上位電圧をいう。）の送電設備及び変電設備で構成される電力系統をいう。

六 「ローカル系統」とは、送電設備及び変電設備で構成される電力系統のうち、連系線及び基幹系統以

外の電力系統をいう。

七 「配電系統」とは、発電所又は配電用の変電所から、需要家及び発電設備を有する者を結び、以下に掲げる設備で構成される電力系統をいう。

イ 七キロボルト以下の配電設備

ロ 計器など需要家屋内装置

八 「事業計画」とは、一般送配電事業者が、法第十七条の二第二項に規定する指針（以下単に「指針」という。）に基づき、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下「託送供給等」という。）の業務を能率的かつ適正に運営するために作成したものをいう。

（託送供給等に係る収入の見通しの算定）

第二条 一般送配電事業者は、法第十七条の二第一項に規定する経済産業省令で定める期間（以下「規制期間」という。）ごとに、その供給区域における託送供給等の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（以下「収入の見通し」という。）として、規制期間において一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる収入

の額を、次項に定めるところにより、算定しなければならない。

2 収入の見通しは、第一区分費用、第二区分費用、第三区分費用、第六条の規定により算定される制御不能費用、第七条の規定により算定される事後検証費用、第八条の規定により算定される次世代投資費用、第九条の規定により算定される事業報酬及び第十条の規定により算定される追加事業報酬の合計額から第十一条の規定により算定される控除収益の額を控除して得た額とする。

(第一区分費用の算定)

第三条 一般送配電事業者は、第一区分費用項目として、役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金(第六条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、消耗品費、損害保険料、養成費、研究費、建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)、修繕費(送電設備、変電設備及び配電設備の巡視及び点検に係る費用に限る。以下この条において同じ。)、委託費(次条及び第五条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)、普及開発関係費(専ら公益を図る目的を有する情報提供に係る費用に限る。以下この条において同じ。)、諸費(次条及び第六条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)及

び電気事業雑収益（会計規則附則第四項に規定する吸収分割会社又は吸収分割承継会社との間における役務の提供に係る取引収益のうち、主に人件費、消耗品費、委託費及び諸費の請求に係る収益に限る。以下この条において同じ。）であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離島等供給に係る費用（送配電等業務に係る費用及び第九条に規定するものを除く。以下同じ。）を除く。）として第一区分費用を算定しなければならない。

2 一般送配電事業者は、前項に規定する第一区分費用項目について、様式第一第一表により収入の見通し総括表を、様式第二第一表により第一区分費用明細表を作成しなければならない。

3 第一項に規定する第一区分費用項目の額は、別表第一第一表により分類し、実績値、供給計画及び事業計画等を基に算定した額の規制期間における合計額とする。

（第二区分費用の算定）

第四条 一般送配電事業者は、送電設備、変電設備及び配電設備に係る第二区分費用項目として、修繕費（取替修繕費であって配電設備に係るもの及び修繕費であって配電設備の建設及び撤去に付随して発生するものに限る。）、減価償却費（規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（送電設

備、変電設備及び配電設備のうち、第六項に規定するものの以外のものに限る。）に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。）及び固定資産税（規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第六項に規定するものの以外のものに限る。）に対する税額に限る。）であつて一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離島等供給に係る費用を除く。）として送電設備、変電設備及び配電設備に係る第二区分費用を算定しなければならない。

2 一般送配電事業者は、前項に規定する第二区分費用項目について、電力系統ごとに様式第一第一表により収入の見通し総括表を、様式第二第二表により第二区分費用明細表を作成しなければならない。

3 次の各号に掲げる連系線及び基幹系統に係る第二区分費用項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一 減価償却費 広域系統整備計画、供給計画及び事業計画等を基に、原則として、電気事業固定資産（共用固定資産（附帯事業に係るものに限る。）、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）の帳簿価額及び帳簿原価について、それぞれ定

額法（主として法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）に定める耐用年数及び残存価額を用いるものとする。以下同じ。）により算定した額（取替資産の減価償却費にあつては、その取替資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで、定額法により算定した額）の規制期間における合計額

二 固定資産税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の税に関する法律の定めるところにより算定した額の規制期間における合計額

4 次の各号に掲げるローカル系統に係る第二区分費用項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一 減価償却費 推進機関が定める送配電等業務指針並びにガイドライン、供給計画及び事業計画等を基に、原則として、電気事業固定資産（共用固定資産（附帯事業に係るものに限る。）、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）の帳簿価額及び帳簿原価について、それぞれ定額法により算定した額（取替資産の減価償却費にあつては、その取替資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで、定額法により算定した額）の規制期間における合計額

二 固定資産税 地方税法その他の税に関する法律の定めるところにより算定した額の規制期間における合計額

5 次の各号に掲げる配電系統に係る第二区分費用項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれの当該各号に定める方法により算定した額とする。

一 修繕費（取替修繕費であつて配電設備に係るもの及び修繕費であつて配電設備の建設及び撤去に付随して発生するものに限る。） 実績値、供給計画及び事業計画等を基に算定した額の規制期間における

合計額

二 減価償却費 推進機関が定める送配電等業務指針並びにガイドライン、無電柱化推進計画、供給計画及び事業計画等を基に、原則として、電気事業固定資産（共用固定資産（附帯事業に係るものに限る。））、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）の帳簿価額及び帳簿原価について、それぞれ定額法により算定した額（取替資産の減価償却費にあつては、その取替資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで、定額法により算定した額）の規制期間における合計額

三 固定資産税 地方税法その他の税に関する法律の定めるところにより算定した額の規制期間における

合計額

6 一般送配電事業者は、前三項の規定により算定した合計額のほか、その他の第二区分費用項目として、修繕費（取替修繕費であつて業務設備に係るもの及び修繕費であつて業務設備の建設及び撤去に付随して発生するものに限る。） 、 委託費（一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良の委託に係る費用に限る。） 、 諸費（一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良に係る費用に限る。） 、 減価償却費（規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（送電設備、変電設備及び配電設備のうち、一般送配電事業等の用に供する建物及びシステム等を含み、離島等供給に係る発電設備を除く。）に対する減価償却費に限る。） 及び固定資産税（規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（送電設備、変電設備及び配電設備のうち、一般送配電事業等の用に供する建物及びシステム等を含み、離島等供給に係る発電設備を除く。）に対する税額に限る。）であつて一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額としてその他の第二区分費用を算定しなければならない。

7 一般送配電事業者は、前項に規定するその他の第二区分費用項目について、様式第一第一表により収入

の見通し総括表を、様式第二第二表により第二区分費用明細表を作成しなければならない。

8 第六項に規定するその他の第二区分費用項目の額は、別表第一第一表により分類し、実績値、供給計画及び事業計画等を基に算定した額の規制期間における合計額とする。

（第三区分費用の算定）

第五条 一般送配電事業者は、第三区分費用項目として、修繕費（前二条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）、委託費（支障木の伐採の委託に係る費用に限る。以下この条において同じ。）、賃借料（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）、託送料（第七条に規定するもの及び電源線に係る費用を除く。以下この条において同じ。）、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、他社購入送電費、地帯間購入送電費、一般送配電事業等に係る電力料（一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係る費用のことをいう。以下同じ。）、需給調整市場手数料（需給調整市場（一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が必要とする調整力を取引する市場をいう。以下同じ。）における取引に係る売買手数料をいう。以下同じ。）、電力費振替勘定（貸方）、開発費、株式交付費、社債発行費、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費

償却、廃炉等負担金、離島等供給に係る費用及び離島等供給に係る収益（送配電等業務に係る収益を除く。以下同じ。）であつて一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額として第三区分費用を算定しなければならない。

2 一般送配電事業者は、前項に規定する第三区分費用項目について、様式第一第一表により収入の見通し総括表を、様式第二第三表により第三区分費用明細表を、様式第二第四表により離島等供給に係る費用明細表を、様式第二第五表により離島等供給に係る収益明細表を作成しなければならない。

3 第一項に規定する第三区分費用項目の額は、別表第一第一表により分類し、実績値、供給計画及び事業計画等を基に算定した額の規制期間における合計額とする。

（制御不能費用の算定）

第六条 一般送配電事業者は、制御不能費用項目として、減価償却費（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。以下この条において同じ。）、退職給与金（規制期間初年度の前々年度三月三十一日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。以下この条において同じ。）、ポリ塩化ビフェニル廃

棄物の処理等に係る費用、賃借料（道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。以下この条において同じ。）、諸費（受益者負担金、推進機関の会費（特別会費を含む。）及び災害等扶助抛出金（法第二十八条の四十第二項第一号の規定により災害等からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付に係る抛出金をいう。以下同じ。）に限る。以下この条において同じ。）、貸倒損、振替損失調整額（一般送配電事業者の供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気であつて、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電用の電気工作物の発電に係るものを当該一般送配電事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用をいう。以下同じ。）、インバランス収支過不足額（電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）第二条第一項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。以下同じ。）、電源開発促進税、事業税、雑税、法人税等、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、固定資産税（規制期間初年度の前

年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。以下この条において同じ。）、調整力の確保に要する費用（法第二十八条の四十第一項第五号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用（将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。）、その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備等の調達に係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するための発電設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。以下この条において同じ。）及び再給電に要する費用（一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する調整電源等をいう。以下同じ。）の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第一号に規定する上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。以下同じ。）であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額（離島等供給に係る費用を除く。）として制御不能費用を算定しなければならない。

2 一般送配電事業者は、前項に規定する制御不能費用項目について、様式第一第一表により、収入の見通し総括表を、様式第二第六表により、制御不能費用明細表を作成しなければならない。

3 次の各号に掲げる制御不能費用項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一 減価償却費 供給計画及び事業計画等を基に、原則として、電気事業固定資産（共用固定資産（附帯事業に係るものに限る。））、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）の帳簿価額及び帳簿原価について、それぞれ定額法により算定した額（取替資産の減価償却費にあつては、その取替資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで、定額法により算定した額）の規制期間における合計額

二 退職給与金 既に発生している数理計算上の差異の未償却残高及び残存償却年数を基に算定した規制期間における償却額の合計額

三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用、賃借料、諸費、貸倒損、振替損失調整額及びインバランス収支過不足額 実績値、供給計画及び事業計画等を基に算定した額の規制期間における合計

額

四 電源開発促進税、事業税及び雑税 実績値、供給計画、事業計画等及び地方税法、電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）その他の税に関する法律の定めるところにより算定した額の規制期間における合計額

五 法人税等 実績値、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）の定めるところにより算定した額の規制期間における合計額

六 賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十及び第四十五条の二十一の十三による通知を基に算定した額の規制期間における合計額

七 固定資産税 地方税法その他の税に関する法律の定めるところにより算定した額の規制期間における合計額

八 調整力の確保に要する費用 実績値及び規制期間に係る約定数値を基に算定した規制期間における

合計額

九 再給電に要する費用 実績値等を基に算定した額の規制期間における合計額

（事後検証費用の算定）

第七条 一般送配電事業者は、事後検証費用項目として、託送料（連系線の増強等に係る費用に限る。以下この条において同じ。）、補償費、事業者間精算費、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用（災害等扶助交付金を含む。）、調整力の確保に要する費用（一般送配電事業者が、調整電源等を公募により調達するのに要する費用、一般送配電事業者が、調整電源等に対し上げ調整指令及び下げ調整指令を行うのに要する費用（前二条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）、一般送配電事業者が、調整電源等（再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する認定発電設備（同条第三項第一号に掲げる太陽光及び同項第二号に掲げる風力を電気に変換するものに限る。）から供出される電力量について、翌日市場（一般社団法人日本卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引を行うための卸電力取引市場をいう。）の売買取引が行われる日の午前六時における一般送配電事業者による予測値と当該売買取引に係る電力の受渡しを行う一時間前における当該一般送配電事業者による予測値と

の差を調整するための調整電源等を除く。)を需給調整市場における売買取引により調達するのに要する費用等をいう。以下この条において同じ。)及び発電抑制(送配電線1回線、変圧器1台又は発電機1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制をいう。以下同じ)に要する費用であって一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額(離島等供給に係る費用を除く。)として事後検証費用を算定しなければならない。

2 一般送配電事業者は、前項に規定する事後検証費用項目について、様式第一第一表により、収入の見通し総括表を、様式第二第七表により、事後検証費用明細表を作成しなければならない。

3 次の各号に掲げる事後検証費用項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一 託送料、事業者間精算費、発電抑制に要する費用 実績値、供給計画及び事業計画等を基に算定した額の規制期間における合計額

二 補償費 実績値を基に算定した額の規制期間における合計額

三 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用 実績値等を基に算定した額の規制期間における

合計額

四 調整力の確保に要する費用 実績値、国のガイドライン及び推進機関における検討状況等を基に算定した額の規制期間における合計額

（次世代投資費用の算定）

第八条 一般送配電事業者は、先進的なもので費用に比してその効果が高いと認められる取組に要する費用については、第三条から前条までの規定にかかわらず、次世代投資費用として、実績値、供給計画及び事業計画等を基に一般送配電事業等に係るものの額の合計額を算定しなければならない。

2 一般送配電事業者は、前項に規定する次世代投資費用について様式第一第一表により収入の見通し総括表を、様式第二第八表により次世代投資費用明細表を作成しなければならない。

（事業報酬の算定）

第九条 一般送配電事業者は、事業報酬の額を算定し、様式第一第一表により収入の見通し総括表を、様式第二第九表により事業報酬明細表を作成しなければならない。

2 事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、特定固定資産、建設中の資産、特定投資、運転資本及

び繰延償却資産であつて一般送配電事業等に係るもの（以下「レートベース」という。）の額の合計額に、第四項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げるレートベースの額は、別表第一第二表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一 特定固定資産 電気事業固定資産（共用固定資産（附帯事業に係るものに限る。）、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適當でないもの、工事費負担金（貸方）及び電源線に係るものを除く。）であつて一般送配電事業等に係るものの事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額の規制期間における合計額

二 建設中の資産 建設仮勘定であつて一般送配電事業等に係るものの事業年度における平均帳簿価額（資産除去債務相当資産及び電源線に係るものを除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額であつて一般送配電事業等に係るものを控除して得た額に百分の五十を乗じて得た額の規制期間における合計額

三 特定投資 長期投資（エネルギーの安定的確保を図るための研究開発等を目的とした投資であつ

て、一般送配電事業等の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額の規制期間における合計額

四 運転資本 営業資本の額（第三条から前条までに規定する項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、諸費（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量の自社使用に係る償却額に限る。）、貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費（リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却費のうちの除却損、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却、法人税等、廃炉等負担金、インバランス収支過不足額、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金であって一般送配電事業等に係るもの、並びに第十一条第一項に規定する控除収益を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）及び貯蔵品の額（火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他の貯蔵品であって一般送配電事業等に係るものの年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）を基に算定した額の規制期間における合計額

五 繰延償却資産 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費であって一般送配電事業等に係るも

のに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額の規制期間における合計額

4 報酬率は、次の各号に定める方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を、三十対七十で加重平均した率とする。

一 自己資本報酬率 全ての一般送配電事業者たる法人（当該法人を子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）とする会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この項において同じ。）を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限として算定した値及び国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した値（全ての一般送配電事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合にあつては、当該国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した値

二 他人資本報酬率 直近の一定期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率に、過去の一定期間における全ての一般送配電事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率から当該期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率を控除して得た値を加重平均して算定した値を加えて得た値

(追加事業報酬の算定)

第十条 一般送配電事業者は、追加事業報酬の額を算定し、様式第一第一表により収入の見通し総括表を、様式第二十表により追加事業報酬明細表を作成しなければならない。

2 一般送配電事業者は、追加事業報酬対象額（レートベースのうち、原則として、推進機関により令和五年三月三十一日までに広域系統整備計画が策定される連系線及び連系線の設置に伴い設置される設備（以下「関連周辺設備」という。）の規制期間における平均帳簿価額を基に算定した額（建設中のものにあつては、その建設仮勘定の規制期間における平均帳簿価額から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除して得た額に百分の五十を乗じて得た額）の合計額をいう。以下同じ。）を算定し、様式第二第十一表により、追加事業報酬対象額明細表を作成しなければならない。

3 追加事業報酬額は、前項の規定により算定された追加事業報酬対象額に前条第四項の規定により算定された報酬率を乗じて得た額に百分の五十を乗じて得た額とする。

(控除収益の算定)

第十一条 一般送配電事業者は、控除収益項目として、地帯間販売送電料、地帯間販売電源料、他社販売送

電料、他社販売電源料、託送収益（接続供給託送収益及び電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益（第三条に規定するもの、災害等扶助交付金及び電源線に係る収益を除く。）及び預金利息であつて一般送配電事業等に係るものの額を算定し、その合計額として控除収益を算定しなければならぬ。

2 一般送配電事業者は、前項に規定する控除収益項目について、様式第一第一表により収入の見通し総括表を、様式第二第十二表により控除収益明細表を作成しなければならない。

3 第一項に規定する控除収益項目の額は、別表第一第一表により分類し、実績値、供給計画及び事業計画等を基に算定した額の規制期間における合計額（第八条に規定するものを除く。）とする。

（第二区分費用等の調整について）

第十二条 一般送配電事業者は、法第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通し（以下単に「承認を受けた収入の見通し」という。）の算定時における制御不能費用、事後検証費用及び控除収益の想定値を規制期間の実績値が上回った場合の乖離値を、当該乖離値が妥当と認められる場合には、翌規制期間における収入の見通しに算入しなければならない。

2 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における第二区分費用（第十七条に規定するものを除く。以下この項及び次条において同じ。）、事業報酬及び追加事業報酬の想定値を規制期間の実績値が上回った場合の乖離値（事業報酬及び追加事業報酬については、第二区分費用の想定値を規制期間の実績値が上回った場合に、それに伴って変動する特定固定資産及び建設中の資産に係る乖離値に限る。）を、次の各号のいずれかに該当する場合には、翌規制期間における収入の見通しに算入しなければならぬ。

- 一 事業計画に記載した再生可能エネルギー接続量及び需要量が変動したとき
- 二 無電柱化推進計画が策定又は変更されたとき
- 三 広域系統整備計画が策定又は変更されたとき
- 四 前三号に掲げるもののほか、一般送配電事業等を能率的かつ適正に運営するため特に必要があると認められるとき

第十三条 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における第二区分費用、制御不能費用、事後検証費用、次世代投資費用、事業報酬、追加事業報酬及び控除収益の想定値を規制期間の実績

値が下回った場合の乖離値（事業報酬及び追加事業報酬については、第二区分費用の想定値を規制期間の実績値が下回った場合に、それに伴って変動する特定固定資産及び建設中の資産に係る乖離値に限る。）を、当該乖離値が妥当と認められる場合には、翌規制期間における収入の見通しに算入しなければならない。

第十四条 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における制御不能費用の想定値を規制期間における実績値が上回った場合又は上回ることが見込まれる場合の乖離値を、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認を受けた収入の見通しに当該規制期間中に算入することができる。

一 当該収入の見通しのうち制御不能費用の想定値と、期間中における制御不能費用の実績値の累積乖離値が、当該収入の見通しに百分の五を乗じた額に達したとき

二 固定資産税、雑税、電源開発促進税、事業税、法人税等の税率変更が行われたとき

三 原子力発電事業者が申請した賠償負担金、廃炉円滑化負担金が経済産業大臣により承認された場合であつて、一般送配電事業者がこれらの負担金として回収するべき額を経済産業大臣より通知されたとき

四 前三号に掲げるもののほか、一般送配電事業等を能率的かつ適正に運営するため特に必要があると認

められるとき

2 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における制御不能費用の想定値を規制期間における実績値が下回った場合又は下回ることが見込まれる場合の乖離値について、前項各号のいずれかに該当する場合には、当該乖離値を承認を受けた収入の見通しに当該規制期間中に算入しなければならぬ。

（エネルギー政策の変更等を踏まえた調整について）

第十五条 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における想定値と規制期間における実績値の乖離値について、前三条に規定する場合のほかエネルギー政策の変更及びエネルギー情勢の著しい変化並びに一般送配電事業者が単独で又は他の事業者と共同して行う脱炭素化の達成に資する新たな技術の導入に向けた取組その他これらに準ずるものに起因すると認められる場合には、当該乖離値を承認を受けた収入の見通しに当該規制期間中に算入し、又は翌規制期間における収入の見通しに算入しなければならぬ。

（目標達成の状況を踏まえた調整について）

第十六条 一般送配電事業者は、指針に定める一般送配電事業等を能率的かつ適正に運営するに当たり達成すべき目標の達成状況に応じて、指針に定めるところにより、翌規制期間における収入の見通しを算定しなければならない。

（経営の効率化等を踏まえた調整について）

第十七条 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しの算定時における想定値と規制期間における実績値の乖離値（一般送配電事業者又は配電事業者の取組による規制期間中における一般送配電事業等の運営に伴うものであつて、第一区分費用、第二区分費用及び第三区分費用（廃炉等負担金を除く。）に係るものをいう。）について、経営の効率化等に起因すると認められる場合には、当該乖離値に百分の五十を乗じた額を翌規制期間における収入の見通しに算入しなければならない。

（需要の変動を踏まえた調整について）

第十八条 一般送配電事業者は、承認を受けた収入の見通しと規制期間における需要変動に起因する収入実績の乖離値を、翌規制期間における収入の見通しに算入しなければならない。

附 則

この省令は、電気事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

様式第1（第3条から第11条まで関係）

第1表

収入の見通し総括表

(単位：千円)

		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均	
第1次	役員給与与								
	給料手当								
	給料手当振替額（貸方）								▲表示で記載
	退職給与与金 ※1								
	厚生費								
	委託検針費								
	委託集金費								
	雑（人件費計）								
	修繕費 ※2								
	研究費								
	消耗品								
	損害保険料								
	義成費								
	建設分担関連費振替額（貸方）								▲表示で記載
	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）								▲表示で記載
	委託費 ※3								
	普及開発関係費								
	諸費 ※4								
	電気事業雑収 ※5								▲表示で記載
	第1区分費用計								
	修繕費 ※6								
	委託費 ※7								
	諸費 ※8								
	減価償却費 ※9								
	固定資産産税 ※10								
	第2区分費用計								
第2次	世世代投資費用								
	修繕費 ※11								
	委託費 ※12								
	固定資産除却費								
	貸借料 ※13								
	託送料 ※14								
	共有設備費等分担額								
	共有設備費等分担額（貸方）								▲表示で記載
	他社購入送電費								
	地帯間購入送電費								
	一般送配電事業等に係る電力料 ※15								
	需給調整市場手数料 ※16								
	電力費振替勘定（貸方）								▲表示で記載
	開発費								
	株式交付費								
	社債発行費								
	開発費償却								
	株式交付費償却								
	社債発行費償却								
	廃炉等負担金								
	離島等供給に係る費用 ※17								
	離島等供給に係る収益 ※18								▲表示で記載
	（何費用）								
	第3区分費用計								
第3次	地帯間販売送電料								▲表示で記載
	地帯間販売電源料								▲表示で記載
	他社販売送電料								▲表示で記載
	他社販売電源料								▲表示で記載
	託送収益 ※19								▲表示で記載
	事業者間精算収益								▲表示で記載
	電気事業雑収 ※20								▲表示で記載
	預金利息								▲表示で記載
	控除収益計								
	減価償却費 ※21								
	退職給与与金 ※22								
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用								
	貸借料 ※23								
	諸費 ※24								
	貸倒損								貸方の場合は▲表示で記載
	振替損失調整額								
	インバランス収支過不足額 ※25								貸方の場合は▲表示で記載

	電 源 開 発 促 進 税										
	事 業 税										
	雑 税										
	法 人 税 等										
	賠 償 負 担 金 相 当 金										
	廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 金										
	固 定 資 産 税 ※26										
	調 整 力 の 確 保 に 要 す る 費 用 ※27										貸方場合は▲表示で記載
	再 給 電 に 要 す る 費 用 ※28										
制	御 不 能 費 用 計										
	託 送 料 ※29										
	補 償 費										
	事 業 者 間 精 算 費										
	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用 ※30										
	調 整 力 の 確 保 に 要 す る 費 用 ※31										
	発 電 抑 制 に 要 す る 費 用 ※32										
事	後 検 証 費 用										
事	業 報 酬										
追	加 事 業 報 酬										
収	入 の 見 通 し 計										

（記載注意）

- ※1：第6条に規定するものを除く。
 ※2：送電設備、変電設備及び配電設備の巡視及び点検に係る費用に限る。
 ※3：第4条及び第5条に規定するものを除く。
 ※4：第4条及び第6条に規定するものを除く。
 ※5：会計規則附則第4項に規定する吸収分割会社又は吸収分割承継会社との間における役務の提供に係る取引収益のうち、主に人件費、消耗品費、委託費及び諸費の請求に係る収益に限る。
 ※6：取替修繕費及び修繕費であって配電設備及び業務設備の建設及び撤去に付随して発生するものに限る。
 ※7：一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良の委託に係る費用に限る。
 ※8：一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良に係る費用に限る。
 ※9：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第6項に規定するもの以外のものに限る。）に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。
 ※10：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（送電設備、変電設備及び配電設備のうち、第6項に規定するもの以外のものに限る。）に対する税額に限る。
 ※11：第3条及び第4条に規定するものを除く。
 ※12：支障木の伐採の委託に係る費用に限る。
 ※13：第6条に規定するものを除く。
 ※14：第7条に規定するもの及び電源線に係る費用を除く。
 ※15：一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係る費用のことをいう。
 ※16：需給調整市場における取引に係る売買手数料をいう。
 ※17：送配電等業務に係る費用及び第9条に規定するものを除く。
 ※18：送配電等業務に係る収益を除く。
 ※19：接続供給託送収益及び電源線に係る収益を除く。
 ※20：第3条に規定するもの、災害等扶助交付金及び電源線に係る収益を除く。
 ※21：規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。
 ※22：規制期間初年度の前々年度3月31日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額に限る。
 ※23：道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河敷料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。
 ※24：受益者負担金、推進機関の会費（特別会費を含む。）、災害等扶助拠出金に限る。
 ※25：電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。
 ※26：規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。
 ※27：法第28条の4第1項第5号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用（将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。）、その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備等の調達に係る費用、電気の電圧の値の維持の用に供するための発電設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。
 ※28：一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等の上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。
 ※29：連系線の増強等に係る費用に限る。
 ※30：災害等扶助交付金を含む。
 ※31：一般送配電事業者が、調整電源等を公募により調達するのに要する費用、一般送配電事業者が、調整電源等に対し上げ調整指令及び下げ調整指令を行うのに要する費用（第5条及び第6条に規定するものを除く。）、一般送配電事業者（再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項に規定する認定発電設備（同条第3項第1号に掲げる太陽光及び同項第2号に掲げる風力を電気に変換するものに限る。）から供出される電力量について、翌日市場（一般社団法人日本卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引を行うための卸電力取引市場をいう。）の売買取引が行われる日の午前六時における一般送配電事業者による予測値と当該売買取引に係る電力の受渡しを行う一時間前における当該一般送配電事業者による予測値との差を調整するための調整電源等を除く。）を需給調整市場における売買取引により調達するのに要する費用等をいう。
 ※32：送配電線1回線、変圧器1台又は発電機1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制に要する費用をいう。

様式第2（第3条から第11条まで関係）

第1表

第1区分費用明細表

（単位：千円）

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
役員給与															
給料手当															
給料手当振替額（貸方）															▲表示で記載
退職給与金 ※1															
厚生費															
委託検針費															
委託集金費															
雑給															
修繕費 ※2															
研究費															
消耗品費															
損害保険料															
養成費															
建設分担関連費振替額（貸方）															▲表示で記載
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）															▲表示で記載
委託費 ※3															
普及開発関係費															
諸費 ※4															
電気事業雑収益 ※5															▲表示で記載
第1区分費用計															

（記載注意）

※1：第6条に規定するものを除く。

※2：送電設備、変電設備及び配電設備の巡視及び点検に係る費用に限る。

※3：第4条及び第5条に規定するものを除く。

※4：第4条及び第6条に規定するものを除く。

※5：会計規則附則第4項に規定する吸収分割会社又は吸収分割承継会社との間における役務の提供に係る取引収益のうち、主に人件費、消耗品費、委託費及び諸費の請求に係る収益に限る。

《項目別明細表》

(1) 第3条第3項関係

[役員給与]

		(単位：千円)														
		N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均	
社内取締役報酬																
社外取締役報酬																
社内監査役報酬																
社外監査役報酬																
合計																
社内取締役	役員数(人)															
	1人あたり平均報酬額(千円/人)															
社外取締役	役員数(人)															
	1人あたり平均報酬額(千円/人)															
社内監査役	役員数(人)															
	1人あたり平均報酬額(千円/人)															
社外監査役	役員数(人)															
	1人あたり平均報酬額(千円/人)															

[給料手当]

		(単位：千円)														
		N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均	
基準賃金																
基準外賃金																
諸給与金																
控除口(貸方)																
附帯事業振替額																
(何)																
合計																
平均経費人員(人)																
平均基準賃金(千円/月)																

[退職給与金]

		(単位：千円)														
		N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均	
引当金増加額																
実払額																
年金保険料																
合計																

[厚生費]

		(単位：千円)														
		N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均	
法定厚生費	健康保険料															
	介護保険料															
	労災保険料															
	雇用保険料															
	厚生年金保険料															
	労災補償費															
	健康診断費															
	子ども・子育て拠出金															
	(何)															
一般厚生費	その他															
	計															
	安全管理費															
	衛生管理費															
	福利事業費															
	厚生施設運営費															
	文化体育費															
	慶弔費															
	(何)															
合計	その他															
	計															

[雑給]

		(単位：千円)														
		N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均	
嘱託給	(何)															
	その他															
	計															
嘱託員平均人員(人)																
臨時用給																
(何)																
その他																
合計																

[研究費]

		(単位：千円)														
		N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均	
社内研究費	(何)															
	(何)															
	(何)															
	(何)															
	(何)															
	その他															
委託研究費	計															
	(何)															
	(何)															
	(何)															
	(何)															
	その他															
合計																

〔養成費〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
研修施設運営費															
その他															
合計															

〔委託費〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
(何)															
(何)															
(何)															
(何)															
(何)															
合計															

〔普及開発関係費〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
停電周知費用															
(何)															
その他															
合計															

〔諸費〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
通信運搬費															
旅費															
団体費															
(何)															
その他															
合計															

第2表

第2区分費用明細表

(単位：千円)

		N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
連系線・基幹系統	減価償却費 ※1															
	固定資産税 ※2															
	計															
ローカル系統	減価償却費 ※3															
	固定資産税 ※4															
	計															
配電系統	修繕費 ※5															
	減価償却費 ※6															
	固定資産税 ※7															
	計															
その他投資	修繕費 ※8															
	委託費 ※9															
	諸費 ※10															
	減価償却費 ※11															
	固定資産税 ※12															
	計															
第2区分費用計																

(記載注意)

※1：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（連系線及び基幹系統に係る送電設備及び変電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。

※2：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（連系線及び基幹系統に係る送電設備及び変電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する税額に限る。

※3：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（ローカル系統に係る送電設備及び変電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。

※4：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（ローカル系統に係る送電設備及び変電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する税額に限る。

※5：取替修繕費であって配電設備に係るもの及び修繕費であって配電設備の建設及び撤去に付随して発生するものに限る。

※6：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（配電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。

※7：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（配電設備のうち、第4条第6項に規定するもの以外に限る。）に対する税額に限る。

※8：取替修繕費であって業務設備に係るもの及び修繕費であって業務設備の建設及び撤去に付随して発生するものに限る。

※9：一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良の委託に係る費用に限る。

※10：一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良に係る費用に限る。

※11：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（送電設備、変電設備及び配電設備のうち、一般送配電事業等の用に供する建物及びシステム等を含み、離島等供給に係る発電設備を除く。）に対する減価償却費に限る。

※12：規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（送電設備、変電設備及び配電設備のうち、一般送配電事業等の用に供する建物及びシステム等を含み、離島等供給に係る発電設備を除く。）に対する税額に限る。

《項目別明細表》

(1) 第4条第3項から第5項まで関係

〔設備投資（竣工額）〕

(単位：千円)

設備投資（竣工額）			N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
			5ヶ年計	5ヶ年平均										5ヶ年計	5ヶ年平均		
拡 充 投 資	連 系 線・ 基 幹 系 統	送 電 設 備															
		変 電 設 備															
		計															
	ロ ー カ ル 系 統	送 電 設 備															
		変 電 設 備															
		計															
		配 電 系 統															
拡 充 投 資 計																	
更 新 投 資	連 系 線・ 基 幹 系 統	送 電 設 備															
		変 電 設 備															
		計															
	ロ ー カ ル 系 統	送 電 設 備															
		変 電 設 備															
		計															
		配 電 系 統															
更 新 投 資 計																	
合 計																	
修 繕 費 振 替 額（配 電）																	▲表示で記載

《項目別明細表》

(1) 第4条第8項関係

[その他の投資に係る設備投資（竣工額）]

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
通 信 工 事															
シ ス テ ム 開 発 及 び 改 良															
建 物 関 連 工 事															
系 統 ・ 給 電 設 備 工 事															
備 品 取 得															
リ ー ス 資 産 取 得															
用 地 権 利 設 定 ※ 1															
そ の 他															
合 計															
修 繕 費 振 替 額 (通 信)															▲表示で記載
(参考) 離島等供給に係る設備投資															

(記載注意)

※1 規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に関して設定された地役権等をいう。

第3表
第3区分費用明細表

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
修繕費 ※1															
委託費 ※2															
固定資産除却費															
貸借料 ※3															
託送料 ※4															
共有設備費等分担額															
共有設備費等分担額（貸方）															▲表示で記載
他社購入送電費															
地帯間購入送電費															
一般送配電事業等に係る電力料 ※5															
需給調整市場手数料 ※6															
電力費振替勘定（貸方）															▲表示で記載
開発費															
株式交付費															
社債発行費															
開発費償却															
株式交付費償却															
社債発行費償却															
廃炉等負担金															
離島等供給に係る費用 ※7															
離島等供給に係る収益 ※8															▲表示で記載
（何）															
第3区分費用計															

(記載注意)

- ※1：第3条及び第4条に規定するものを除く。
 ※2：支障木の伐採の委託に係る費用に限る。
 ※3：第6条に規定するものを除く。
 ※4：第7条に規定するもの及び電源線に係る費用を除く。
 ※5：一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係る費用のことをいう。
 ※6：需給調整市場における取引に係る売買手数料をいう。
 ※7：送配電等業務に係る費用及び第9条に規定するものを除く。
 ※8：送配電等業務に係る収益を除く。

＜項目別明細表＞

(1) 第5条第3項関係

〔修繕費〕

【修繕費】

(単位：千円)

		N-6年度	N-5年度	N-4年度	N-3年度	N-2年度	参照期間		N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	規制期間		備考
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均	
送電設備	設備取替・補修															
	塗装															
	保安対策															
	第三者要請対応															
	その他															
	計															
変電設備	設備取替・補修															
	塗装															
	保安対策															
	第三者要請対応															
	その他															
	計															
配電設備	第三者要請対応															
	その他															
	計															
業務設備	第三者要請対応															
	その他															
	計															
合計																

〔委託費〕

〔委託費〕															(単位：千円)	
	N-6年度	N-5年度	N-4年度	N-3年度	N-2年度	参照期間		N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	規制期間		備考	
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均		
送電設備																
変電設備																
配電設備																
業務設備																
合計																

〔固定資産除却費〕

[固定資産除却費]		(単位：千円)														
		N-6年度	N-5年度	N-4年度	N-3年度	N-2年度	参照期間		N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	規制期間		備考
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均	
送電設備	除却損															
	除却費用															
変電設備	除却損															
	除却費用															
配電設備	除却損															
	除却費用															
業務設備	除却損															
	除却費用															
合計	除却損															
	除却費用															

〔賃借料〕

〔賃借料〕															(単位：千円)	
	N-6年度	N-5年度	N-4年度	N-3年度	N-2年度	参照期間		N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	規制期間		備考	
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	5ヶ年計	5ヶ年平均	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	(想定)	5ヶ年計	5ヶ年平均		
借地借家料																
機械賃借料																
車両リース料																
その他																
合計																

〔託送料〕

【託送料】															(単位：千円)	
	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考	
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均		
(何)																
(何)																
(何)																
(何)																
(何)																
合計																

第4表

離島等供給に係る費用明細表

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
役員給与															
給料手当振替額(貸方)															
退職給与金															▲表示で記載
厚生費															
委託検査料費															
委託集金費															
雑給															
燃料費															
廃棄物処理費															
消耗品費															
修繕費															
水利使用料															
補償費															
貸借料															
託送料															
事業者間精算費															
委託費															
損害保険料															
普及開発関係費															
養成費															
研究費															
諸費															
貸倒損															
減価償却費															
固定資産税															
雑															
固定資産除却費															
共有設備費等分担額															
共有設備費等分担額(貸方)															▲表示で記載
他社購入電源費															
他社購入送電費															
地帯間購入送電費															
非化石証書購入費															
建設分担関連費振替額(貸方)															▲表示で記載
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)															▲表示で記載
開発費															
株式交付費															
社債発行費															
開発費償却															
株式交付費償却															
社債発行費償却															
法人税等															
(何)															
離島等供給に係る費用計															
(参考)事業報酬															

第5表

離島等供給に係る収益明細表

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
電灯料															▲表示で記載
電力料															▲表示で記載
離島等供給に係る収益計															▲表示で記載

第6表
制御不能費用明細表

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
減価償却費※1															
退職給与金※2															
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用															
賃借料※3															
諸費※4															
貸倒損															貸方の場合は▲表示で記載
振替損失調整額															
インバランス収支過不足額※5															貸方の場合は▲表示で記載
電源開発促進税															
事業税															
雑税															
法人税等															
賠償負担金相当金															
廃炉円滑化負担金相当金															
固定資産税※6															
調整力の確保に要する費用※7															貸方の場合は▲表示で記載
再給電に要する費用※8															
制御不能費用計															

(記載注意)

- ※1：規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。
 ※2：規制期間初年度の前々年度3月31日時点で発生している数値計算上の差異に対する償却額に限る。
 ※3：道路占用料、水面使用料、線路使用料、共架料、電柱敷地料、線下補償料、河整料、占用関係借地料その他の法令及び国のガイドラインに準じて単価が設定される費用に限る。
 ※4：受益者負担金、推進機関の会費（特別会費を含む。）、災害等扶助拠出金に限る。
 ※5：電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失をいう。
 ※6：規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額に限る。
 ※7：法第28条の4第1項第5号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用（将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。）、その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備等の調達に係る費用、電気の電圧の維持の用に供するための発電設備等の調達に係る費用及び最終保障供給に係る利益又は損失をいう。
 ※8：一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等の上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用をいう。

＜項目別明細表＞

(1) 第6条第3項第1号関係
〔減価償却費〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
送電設備															
変電設備															
配電設備															
業務設備															
合計															

(2) 第6条第3項第2号関係
〔退職給付金〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
数理計算上の差異 (N-7年度以前発生分)															
数理計算上の差異 (N-6年度発生分)															
数理計算上の差異 (N-5年度発生分)															
数理計算上の差異 (N-4年度発生分)															
数理計算上の差異 (N-3年度発生分)															
数理計算上の差異 (N-2年度発生分)															
合計															

数理計算上の差異の償却年数 (年)	
-------------------	--

(3) 第6条第3項第3号関係
〔ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
分析 (採油含む)															
運搬・処理															
その他															
合計															

〔賃借料〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
道路占用料															
水面使用料															
線路使用料															
電柱敷地料															
線下埋置料															
河敷料															
占用関係借地料															
その他															
合計															

〔諸費〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
受益者負担金															
推進機関の会費 (特別会費を含む)															
災害等扶助拠出金															
合計															

〔貸倒損〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
貸倒損引当額															貸方の場合は▲表示で記載
貸倒損発生額															
合計															

〔振替損失調整額〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
振替損失電力量 (千kWh)															
振替損失調整額															

〔インバランス収支過不足額〕

参照期間の最終年度までに発生した累積収支額のうち、規制期間の前年度に繰り越すことが妥当とされた金額 (千円)	
--	--

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
インバランス収支過不足額															貸方の場合は▲表示で記載
「参照期間の最終年度までに発生した累積収支額のうち、規制期間の前年度に繰り越すことが妥当とされた金額」に係る回収・還元調整額															貸方の場合は▲表示で記載
合計															

(4) 第6条第3項第8号関係

〔調整力の確保に要する費用〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
法第二十八条の四十第一項第五号に規定する推進機関の業務に応じて供給能力を確保するために要する費用 (将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。)															
その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備等の調達に係る費用															
電気の電圧の値の維持の用に供するための発電設備等の調達に係る費用															
最終保障供給に係る利益又は損失															貸方の場合は▲表示で記載
合計															

第7表
事後検証費用明細表

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
託送料※1															
補償費															
事業者間精算費															
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用※2															
調整力の確保に要する費用※3															
発電抑制に要する費用※4															
事後検証費用計															

(記載注意)

※1：連系線の増強等に係る費用に限る。

※2：災害等扶助交付金を含む。

※3：一般送配電事業者が、調整電源等を公募により調達するのに要する費用、一般送配電事業者が、調整電源等に対し上げ調整指令及び下げ調整指令を行うのに要する費用（第5条及び第6条に規定するものを除く。）

一般送配電事業者が、調整電源等を需給調整市場における売買取引により調達するのに要する費用等をいう。

※4：送配電線1回線、変圧器1台又は発電機1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制に要する費用をいう。

＜項目別明細表＞

(1) 第7条第3項第1号関係

〔託送料〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
(何)															
(何)															
(何)															
(何)															
(何)															
合計															

〔事業者間精算費〕

(単位：千円)

		N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
							5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
北海道電力ネットワーク	電力量 (kWh)															
	電力量料金															
東北電力ネットワーク	電力量 (kWh)															
	電力量料金															
東京電力パワーグリッド	電力量 (kWh)															
	電力量料金															
中部電力パワーグリッド	電力量 (kWh)															
	電力量料金															
北陸電力送配電	電力量 (kWh)															
	電力量料金															
関西電力送配電	電力量 (kWh)															
	電力量料金															
中国電力ネットワーク	電力量 (kWh)															
	電力量料金															
四国電力送配電	電力量 (kWh)															
	電力量料金															
九州電力送配電	電力量 (kWh)															
	電力量料金															
合計	電力量 (kWh)															
	電力量料金															

(2) 第7条第3項第2号関係

〔補償費〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
定期的補償費															
臨時的補償費															
損害賠償費															
その他															
合計															

(3) 第7条第3項第3号関係

〔震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
委託費															
修繕費															
固定資産除却費															
災害等扶助交付金															▲表示で記載
(何)															
その他															
合計															

〔震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用〕過去10年間の実績額

(単位：千円)

	N-11年度 (実績)	N-10年度 (実績)	N-9年度 (実績)	N-8年度 (実績)	N-7年度 (実績)	参照期間		N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						10ヶ年計	10ヶ年平均	
委託費															
修繕費															
固定資産除却費															
災害等扶助交付金															▲表示で記載
(何)															
その他															
合計															

(4) 第7条第3項第4号関係

〔調整力の確保に要する費用〕

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
一般送配電事業者が、電気の周波数の維持及びインバランスを調整するための指令をすることができる調整電源等を公募により調達するのに要する費用															
一般送配電事業者が、調整電源等に対し上げ調整指令及び下げ調整指令を行うのに要する費用															
一般送配電事業者が、調整電源等を需給調整市場における売買取引により調達するのに要する費用															
その他															
合計															

第 8 表

次世代投資費用明細表

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
減 価 償 却 費															
固 定 資 産 税															
研 究 費															
委 託 費															
諸 費															
(何)															
そ の 他															
次 世 代 投 資 費 用 計															

第9表

事業報酬明細表

(単位：千円)

	N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均	
特 定 固 定 資 産								
建 設 中 の 資 産								
特 定 投 資								
運 転 資 本								
貯 蔵 品								
計								
繰 延 償 却 資 産								
レ ー ト ベ ー ス								
報 酬 率								
事 業 報 酬 計								

第10表

追加事業報酬明細表

(単位：千円)

	N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均	
追 加 事 業 報 酬 額								
追 加 事 業 報 酬 計								

第11表

追加事業報酬対象額明細表

(単位：千円)

	設備名称	区間	N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
								5ヶ年計	5ヶ年平均	
特 定 固 定 資 産	(何)	(何)								
特 定 固 定 資 産	(何)	(何)								
特 定 固 定 資 産	(何)	(何)								
建 設 中 の 資 産	(何)	(何)								
建 設 中 の 資 産	(何)	(何)								
建 設 中 の 資 産	(何)	(何)								
合 計										

第12表
控除収益明細表

(単位：千円)

	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
地帯間販売送電料															▲表示で記載
地帯間販売電源料															▲表示で記載
他社販売送電料															▲表示で記載
他社販売電源料															▲表示で記載
託送収益※1															▲表示で記載
事業者間精算収益															▲表示で記載
電気事業雑収益※2															▲表示で記載
預金利息															▲表示で記載
控除収益計															

(記載注意)

※1：接続供給託送収益及び電源線に係る収益を除く。

※2：第3条に規定するもの、災害等扶助交付金及び電源線に係る収益を除く。

<項目別明細表>
 (1) 第11条第3項関係
 [託送収益]

(単位：千円)															
	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均	
(何)															▲表示で記載
(何)															▲表示で記載
(何)															▲表示で記載
(何)															▲表示で記載
(何)															▲表示で記載
合計															

【事業者間精算収益】																(単位：千円)	
		N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考	
							5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均		
北海道電力ネットワーク	電力量 (千kWh)															▲表示で記載	
	電力量料金															▲表示で記載	
東北電力ネットワーク	電力量 (千kWh)															▲表示で記載	
	電力量料金															▲表示で記載	
東京電力パワーグリッド	電力量 (千kWh)															▲表示で記載	
	電力量料金															▲表示で記載	
中部電力パワーグリッド	電力量 (千kWh)															▲表示で記載	
	電力量料金															▲表示で記載	
北陸電力送配電	電力量 (千kWh)															▲表示で記載	
	電力量料金															▲表示で記載	
関西電力送配電	電力量 (千kWh)															▲表示で記載	
	電力量料金															▲表示で記載	
中国電力ネットワーク	電力量 (千kWh)															▲表示で記載	
	電力量料金															▲表示で記載	
四国電力送配電	電力量 (千kWh)															▲表示で記載	
	電力量料金															▲表示で記載	
九州電力送配電	電力量 (千kWh)															▲表示で記載	
	電力量料金															▲表示で記載	
合計	電力量 (千kWh)															▲表示で記載	
	電力量料金															▲表示で記載	

電気事業雑収益																(単位：千円)	
	N-6年度 (実績)	N-5年度 (実績)	N-4年度 (実績)	N-3年度 (実績)	N-2年度 (実績)	参照期間		N年度 (想定)	N+1年度 (想定)	N+2年度 (想定)	N+3年度 (想定)	N+4年度 (想定)	規制期間		備考		
						5ヶ年計	5ヶ年平均						5ヶ年計	5ヶ年平均			
契約超過金															▲表示で記載		
違約金															▲表示で記載		
諸貸付料															▲表示で記載		
受託運転益															▲表示で記載		
器具販売益															▲表示で記載		
受託工事益															▲表示で記載		
広告料															▲表示で記載		
供給雑収															▲表示で記載		
系統設置交付金															▲表示で記載		
広域系統整備交付金															▲表示で記載		
雑口															▲表示で記載		
合計															▲表示で記載		
(再掲) 共架料															▲表示で記載		
(参考) 災害等扶助交付金															▲表示で記載		

別表第1（第3条から第9条、第11条関係）

第1表

収入上限を構成する項目分類表

費用及び収益の区分	収入上限を構成する項目	内訳及び明細項目	備考
第1区分費用	役員給与		従業員の職務を兼務する役員に対して当該職務に関して支給される給与を除く。
		社内取締役報酬	
		社外取締役報酬	
		社内監査役報酬	
		社外監査役報酬	
	給料手当		従業員に対する給与（従業員の職務を兼務する役員に対して当該職務に関して支給される給与を含む。）を整理する。
		基準賃金	
		基準外賃金	
		諸給付金	
		控除口（貸方）	組合活動、欠勤、懲戒休業等による給料の不払分を整理する。
	附帯事業振替額		「給料手当」に計上する金額のうち、附帯事業に係る給料手当を当該当科目へ振り替えた金額を整理する。
			「給料手当」に計上する金額のうち、建設工事等に従事する者の給料手当を当該当科目へ振り替えた金額を整理する。
	給料手当振替額（貸方）		
	退職給付金		第6条に規定するものを除く。
		引当金増加額	
		裏払額	支払額のうち一時金として発生する費用を整理する。
	年金保険料		支払額のうち企業年金制度により拠出する保険料を整理する。
	厚生費		
		法定厚生費	健康保険料、介護保険料、労災保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、労災補償費、健康診断費、子ども・子育て拠出金等の金額を整理する。
	一般厚生費		安全管理費、衛生管理費、福利事業費、厚生施設運営費、文化体育費、慶弔費等の金額を整理する。
			従業員以外の者に給付を委託する場合の個人支給の手当及びこれに準ずるものを整理する。
	委託給付費		従業員以外の者に給付を委託する場合の個人支給の手当及びこれに準ずるものを整理する。
	委託集金費		従業員以外の者に集金を委託する場合の個人支給の手当及びこれに準ずるものを整理する。
			従業員以外の者（役員を除く。）に対する給与、厚生費及び退職金を整理する。
	雑給		
		嘱託給	
		臨時用給	
	その他		
	修繕費		送電設備、変電設備及び配電設備の巡視及び点検に係るものを整理する。
	研究費		雑給、消耗品費、委託費及び諸費で研究のためのものを整理する。
	社内研究費		
	委託研究費		
	消耗品費		
	損害保険料		火災保険、運送保険等損害保険契約に基づいて支払う保険料を整理する。
	養成費		
	研修施設運営費		研修施設の運営に要する費用（雑給、消耗品費、委託費及び諸費等で養成のためのものを含む。養成費の「その他」において同じ。）を整理する。
	その他		上記以外の養成事業のための費用を整理する。
	建設分担関連費振替額（貸方）		
	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）		
	委託費		第4条及び第5条に規定するものを整理する。
	普及開発関係費		専ら公益を図る目的を有する情報提供に係る費用に限る。
	停電周知費用		
	その他		
	諸費		
	通信運搬費		電信電話料、郵送料、請負運搬費等を整理する。
	旅費		出張、転勤等により支給する車船賃、宿泊費、日当等を整理する。
	団体費		諸会費及び事業団体費等（第6条に規定するものを除く。）を整理する。
	その他		第4条、第6条及び上記に規定するものを整理する。
	電気事業雑収益		会計規則附則第4項に規定する吸収分割会社又は吸収分割承認会社との間における役務の提供に係る取引収益のうち、主に人件費、消耗品費、委託費及び諸費の請求に係る収益を整理する。
第2区分費用	修繕費		
	配電系統		取替修繕費であって配電設備に係るもの及び修繕費であって配電設備の建設及び撤去に係るものを整理する。
	その他		取替修繕費であって業務設備に係るもの及び修繕費であって業務設備の建設及び撤去に係るものを整理する。
	減価償却費		規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（離島等供給に係る発電設備及び電源線に係る費用を除く。）に対する減価償却費を電力系統ごとに整理する。
	固定資産税		規制期間において新たに貸借対照表に計上される固定資産（離島等供給に係る発電設備を除く。）に対する税額を電力系統ごとに整理する。
	委託費		一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良の委託に係る費用を整理する。
	諸費		一般送配電事業等の用に供するシステムの開発及び改良に係る費用を整理する。
	その他投資		
	通信工事		
第3区分費用	システム開発及び改良		
	建物関連工事		
	系統・給電設備工事		
	備品取得		
	リース資産取得		
	用地権利設定		規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に関連して設定された地役権等を整理する。
	その他		
	修繕費		第3条及び第4条に規定するものを設備ごとに整理する。
	委託費		支障木の伐採の委託に係る費用を設備ごとに整理する。
第3区分費用	固定資産除却費		
	除却損		設備ごとに除却損を整理する。
	除却費		設備ごとに除却費用を整理する。
	賃借料		
	借地借家料		他人の資産を使用する場合の使用料、賃借料等を整理する。
	機械賃借料		他人の計算機械を使用することに対する賃借料を整理する。
	車両リース料		
	その他		第6条及び上記に規定するものを整理する。
	託送料		第7条に規定するもの及び電源線に係る費用を除く。
第3区分費用	共有設備費等分担額		
	共有設備費等分担額（貸方）		
	他社購入送電費		
	地帯間購入送電費		
	一般送配電事業等に係る電力料		一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係るものを整理する。
	需給調整市場手数料		需給調整市場における取引に係る手数料を整理する。

	電力費振替勘定（貸方）		
	開発費		
	株式交付費		
	社債発行費		
	開発費償却		
	株式交付費償却		
	社債発行費償却		
	廃炉等負担金		
	離島等供給に係る費用	送配電等業務に係る費用及び第9条に規定するものを除く。	
		役員給与	
		給料手当	
		給料手当振替額（貸方）	
		退職給付金	
		厚生費	
		委託修針費	
		委託集金費	
		雑給	
		燃料費	
		廃棄物処理費	
		消耗品費	
		修繕費	
		水利使用料	
		補償費	
		賃借料	
		託送料	
		事業者間精算費	
		委託費	
		損害保険料	
		普及開発関係費	
		養成費	
		研究費	
		諸費	
		貸倒損	
		減価償却費	
		固定資産税	
		雑税	
		固定資産除却費	
		共有設備費等分担額	
		共有設備費等分担額（貸方）	
		他社購入電源費	
		他社購入送電費	
		地帯間購入送電費	
		非化石証書購入費	
		建設分担関連費振替額（貸方）	
		附属事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	
		開発費	
		株式交付費	
		社債発行費	
		開発費償却	
		株式交付費償却	
		社債発行費償却	
		法人税等	
	離島等供給に係る収益	送配電等業務に係る収益を除く。	
		電灯料	
		電力料	
制御不能費用	減価償却費		規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費（電源線に係る費用を除く。）を整理する。
	退職給付金	数理計算上の差異	規制期間初年度の前々年度の3月31日時点で発生している数理計算上の差異に対する償却額を発生年度ごとに整理する。
	ボリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等に係る費用		修繕費及び委託費等のうち、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の分析（原油含む）、運搬、処理等に係るものを整理する。
	賃借料	道路占用料	
		水面使用料	
		線路使用料	共架料を含む。
		電柱敷地料	
		線下補償料	建物の移転等に関するものを除く。
		河敷料	
		占用関係借地料	
		その他	法令や国のガイドラインに準じて単価が設定される費用のうち、上記に規定するもの以外のものを整理する。
	諸費	受益者負担金	
		推進機関の会費（特別会費を含む。）	
		災害等扶助拠出金	法第28条の40第2項第1号の規定により災害等からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付に係る拠出金を整理する。
	貸倒損	貸倒損引当額	「電灯料」、「電力料」、「地帯間販売電力料」、「他社販売電源料」、「託送収益」、「事業者間精算収益」及び「電気事業雑収益」に関する債権の貸倒損引当を整理する。
		貸倒損発生額	「電灯料」、「電力料」、「地帯間販売電力料」、「他社販売電源料」、「託送収益」、「事業者間精算収益」及び「電気事業雑収益」に関する債権の貸倒損を整理する。
	振替損失調整額	振替損失電力量	
	インバランス収支過不足額		電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項の規定に基づき作成されたインバランス等収支計算書におけるインバランス等取引利益又はインバランス等取引損失を整理する。
	電源開発促進税		
	事業税		
	雑税		
	法人税等		
	賠償負担金相当金		
	廃炉円滑化負担金相当金		
	固定資産税		規制期間初年度の前年度3月31日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する税額を整理する。
	調整力の確保に要する費用	法第28条の40第1項第5号に規定する推進機関の業務に応じた供給能力を確保するために要する費用	将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後に推進機関が実施する入札等に係る費用を除く。
		その発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備等の調達に係る費用	
		電気の電圧の値の維持の用に供するための発電設備等の調達に係る費用	
		最終保障供給に係る利益又は損失	
	再給電に要する費用		一般送配電事業者の供給区域内の送電設備の送電容量等の制限により電力の受渡しができないと見込まれる場合に、当該一般送配電事業者が調整電源等の上げ調整指令及び下げ調整指令により、当該制限を解消するのに要する費用を整理する。
事後検証費用	託送料		連系線の増強等に係る費用を整理する。
	補償費		

		定期的補償費	流木補償費、漁業補償費、かんがい補償費等一定期間定期的に支払われるもの（雑給、消耗品費、委託費及び諸費で補償のためのものを含み、伐採補償料等修繕のためのものを除く。以下この「補償費」において同じ。）を整理する。
		臨時的補償費	「定期的補償費」及び「損害賠償費」に整理されるもの以外のものを整理する。
		損害賠償費	債務不履行又は不法行為による損害に対して支払われるものを整理する。受入保険金は、損害賠償費の戻しとして整理する。
	事業者間精算費		
	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係る費用		委託費、修繕費、固定資産除却費等のうち、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に係るもの及び災害等扶助交付金を整理する。
	調整力の確保に要する費用	一般送配電事業者が、調整電源等を公募により調達するのに要する費用 一般送配電事業者が、調整電源等に対し上げ調整指令及び下げ調整指令を行うのに要する費用 一般送配電事業者が、調整電源等を需給調整市場における売買取引により調達するのに要する費用 その他	第5条及び第6条に規定するものを除く。 第6条に規定するもの及び上記以外の調整力の確保に要する費用を整理する。
	発電抑制に要する費用		送配電線1回線、変圧器1台又は発電機1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護継電器により行われる速やかな発電抑制に要する費用を整理する。
次世代投資費用	次世代投資費用		減価償却費、固定資産税、研究費、委託費、諸費等のうち、次世代投資に係るものを整理する。
事業報酬	事業報酬		
追加事業報酬	追加事業報酬		
控除収益	他社販売電源料		
	他社販売送電料		
	地帯間販売送電料		
	地帯間販売電源料		
	託送収益		接続供給託送収益及び電源線に係る収益を除く。
	事業者間精算収益		
	電気事業雑収益		第3条に規定するもの、災害等扶助交付金及び電源線に係る収益を除く。
		契約超過金	
		違約金	
		諸貸付料	
		受託運転益	
		器具販売益	
		受託工事益	
		広告料	
		供給雑収	
		系統設置交付金	
		広域系統整備交付金	
		雑口	
	預金利息		

第2表
レートベース分類表

項目	内訳及び明細項目	備考
特定固定資産	水力発電設備	帳簿価額の増減が明確になるように区分して整理する。
	火力発電設備	同上
	新エネルギー等発電設備	同上
	送電設備	同上
	変電設備	同上
	配電設備	同上
	業務設備	同上
建設中の資産	水力発電設備	帳簿価額の増減が明確になるように区分して整理する。
	火力発電設備	同上
	新エネルギー等発電設備	同上
	送電設備	同上
	変電設備	同上
	配電設備	同上
	業務設備	同上
特定投資	特定投資	
運転資本	営業資本	
	貯蔵品	
繰延償却資産	株式交付費	
	社債発行費	
	開発費	